

## 《ステップ9》みなし相続財産

### ■ 「みなし相続財産」とは？

本来の相続財産ではないものの、相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産について見ていきます。

いわゆる「みなし相続財産」は、実質的には相続等によって財産を取得したことと同様の経済的効果があると認められるものとみなされ、相続財産の課税財産とされます。

この場合で、経済的利益を得た者が相続人の場合は相続によって取得したものとみなされ(放棄した方等は除きます)、相続人ではない場合は遺贈により取得したものとみなされます。

相続税法では、次の財産が定められています。

- ・ 生命保険金等
- ・ 退職手当金・ 功労金等
- ・ 生命保険契約に関する権利
- ・ 定期金等に関する権利
- ・ その他の利益の享受
- ・ 信託に関する権利

ここでは、生命保険関係と退職金等を中心に見ていきます。

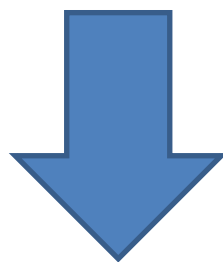
## ■生命保険金関係

### ○生命保険契約の多様性と活用について

生命保険契約は、万が一の際の備えとしてほとんどの方が活用されている、なじみの深い契約です。

そして、契約内容は、被保険者の年齢や収入、家族形態の変化（子の成人、独立等）により、多種多様です。

例えば、被保険者が働き盛りで、子供たちが学生の頃の契約では、被保険者に万が一の際には、後に残された家族の生活費のほか、子の成長や独立資金も必要でしょうから、被保険者が退職するまでの期間はある程度の高額な保険金設定となるでしょう。また、被保険者の退職後の期間中は相当額に抑えた終身保険金額で契約されていると思います。



## ◎平成 27 年 1 月 1 日以降を見据えた生命保険契約の活用

### ●生命保険活用のポイント その1『個人契約』

- ・ 契約時に受取人が指定できることです。

相続税の計算上は相続財産にみなされますが、遺産分割の協議の対象には含まれません。

\*注：いくら契約で、誰を受取人にするかは慎重に！（返って「争族」にならないために。）

- ・ 相続税の計算上のメリット

死亡保険金は相続税の計算上、別途非課税枠があり（後述します）、**受取人が相続人の場合**、受取金額の満額が相続税対象にはなることはありません。

つまり・・・

～財産を残してあげたい方へ確実に残すことが可能～ なのが、生命保険です。

したがって、ある一定の年齢で保険契約の見直しを行う場合には、相続や相続税の節税、相続税の納税資金の確保などについて、生命保険契約の活用を視野に入れておくことも大事なことです。

### ●生命保険活用のポイント その2『法人契約』

- ・ 法人役員の死亡退職金の原資として活用が可能です。

\*高額な死亡保険金の場合は、適正な退職金を算定の上、死亡退職金を支給した場合は、法人税の算定において損金経理できます。

- ・ 法人従業員を被保険者として保険契約が可能です。

\*例えば、従業員の不慮の事故や定年退職に備えるために死亡保険金を従業員の遺族とすることで、その他一定の要件の下、特定の生命保険契約であれば、主保険部分の1/2及び特約保険部分の支払保険料を法人の福利厚生費として法人税の算定上、損金経理できます（\*定期保険契約の場合は、支払保険料の全額が損金経理できることがあります。）。

以上を踏まえつつ、説明を進めます。

○「みなし相続財産」に該当する生命保険金とは？

被相続人の死亡によって取得した生命保険契約の保険金や偶然の事故に起因する死亡に伴って支払われる損害保険契約の死亡保険金（以下、「生命保険金等」といいます）で、被相続人が支払った保険料の金額に対応する部分の保険金のことです。

つまり・・・、

生命保険契約は、「契約者」・「被保険者」・「満期金受取人」・「死亡保険金受取人」で構成されていますが、相続税で「みなし相続財産」とされるのは、生命保険金等が支払われる際に、『保険料負担者』＝『被保険者』の場合で、双方ともに「被相続人」であるケースです。

例えば、「契約者」が子であっても、実際の『保険料負担者』が被相続人であれば、「みなし相続財産」とされるわけです。

逆に、「契約者」が被相続人であっても、実際の『保険料負担者』が子の場合は、生命保険金等の受取人が子であれば所得税（住民税）、子以外の方なら贈与税の課税が生

じます。

したがって、契約上の名義だけで、どのような課税が発生するのかは判断できませんので注意が必要です。

以下に、生命保険金等の課税関係を記載しておきます。

### 【契約形態と受取保険の課税関係】

区分	(契約者)	保険料負担者	被保険者	受取人	課税関係
	(夫)	夫	夫	妻	○夫死亡 死亡保険金・・・みなし相続課税 ○満期保険金・・・妻への贈与 贈与税
	(夫)	子	夫	妻	○死亡保険金、満期保険金ともに子から妻(母)への贈与・・・贈与税
	(夫)	夫	夫	夫	○死亡保険金・・・現実に受け取った相続人で相続税課税 ○満期保険金・・・夫の所得税(一時所得)
	(夫)	夫1/2 子1/2	夫	妻	○死亡保険金・・・1/2はみなし相続課税、残1/2は子から妻(母)への贈与(贈与税) ○満期保険金・・・1/2は夫から妻、残1/2は子から妻(母)への贈与(結果、全額贈与税対象)
	(従業員)	雇用主	従業員	従業員の相続人	○死亡保険金・・・保険料が給与課税されたか否かに関わらず、法人で退職金に充当する旨の定めがあるもの以外は、従業員からのみなし相続課税。
	(雇用主)	雇用主	従業員	同上	○同上

表のとおり、契約者と保険料負担者が異なると、想定していない課税が必要になりますので、契約の際には、契約者＝保険料負担者のしておいた方がベターです。

## ○生命保険金等の契約とは？

次の契約が、「みなし相続財産」に該当します。

- ・ 生命保険会社との生命保険契約
- ・ 株式会社かんぽ生命保険等の簡易保険契約
- ・ 農業協同組合の生命共済契約          など

## ○非課税金額の計算

相続によって取得したとみなされる財産に該当する生命保険金等は、その合計額の内、一定の金額は相続税がかからない仕組みになっています。

なお、相続人以外の人や相続を放棄した人、相続権を失った人が受取った生命保険金等には、この非課税の仕組みの適用はありません。

●相続税のかからない「一定の金額」とは・・・、

まず、「死亡保険金の非課税限度」を定義します。

⇒ 500万円 × 法定相続人の数



\*研修資料その12～13ページに記載した内容と同様で、  
ここでは、放棄した人数を含み、かつ、養子の人数制限があります。

・ 相続人が受取った保険金の合計額  
≤ 「死亡保険金の非課税限度額」 の場合



「一定の金額」 = 相続人が受取った保険金の合計額

となりますので、全額が非課税となります。

\*繰り返しになりますが、上記（及び下記）の「相続人」には、放棄した人、相続権を失った人は含まれません。

・ 相続人が受取った保険金の合計額  
> 「死亡保険金の非課税限度額」 の場合



(500万円×法定相続人の数)

× その相続人が取得した保険金の合計額

÷ 相続人が受取った保険金の合計額



非課税限度額をその相続人ごとに配分することになります。

《具体的な計算例》

設定 被相続人の死亡によって保険金受取人は

それぞれ次のように死亡保険金を取得しました。

(保険金受取人)	(受取金額)	
A (配偶者)	2500 万円	} (合計) 1 億 1000 万円
B (長男)	2500 万円	
C (長女 相続放棄)	1000 万円	
D (養子)	2000 万円	
E (養子)	3000 万円	

・ 非課税限度額の計算

法定相続人の数は A、B、C (放棄含む)、D 又は E のいずれかで、4 人となりますので、

$$500 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = \underline{2000 \text{ 万円}}$$

・ 相続人ごとの非課税金額の計算

$$A \text{ (配偶者)} \quad 2000 \text{ 万円} \times 2500 \text{ 万円} / 1 \text{ 億円} = \underline{500 \text{ 万円}}$$

$$B \text{ (長男)} \quad 2000 \text{ 万円} \times 2500 \text{ 万円} / 1 \text{ 億円} = \underline{500 \text{ 万円}}$$

$$D \text{ (養子)} \quad 2000 \text{ 万円} \times 2000 \text{ 万円} / 1 \text{ 億円} = \underline{400 \text{ 万円}}$$

$$E \text{ (養子)} \quad 2000 \text{ 万円} \times 3000 \text{ 万円} / 1 \text{ 億円} = \underline{600 \text{ 万円}}$$



・課税対象となる死亡保険金の金額 合計 9000 万円

A (配偶者) 2500 万円 - 500 万円 = 2000 万円

B (長男) 2500 万円 - 500 万円 = 2000 万円

C (長女) 非課税金額なし 1000 万円

D (養子) 2000 万円 - 400 万円 = 1600 万円

E (養子) 3000 万円 - 600 万円 = 2400 万円

以上の計算例におけるポイントは・・・、

非課税限度額の計算上、

- ・ 法定相続人の人数は、放棄した C を含み、
- ・ かつ、養子は実子がいることから、2 人の内の 1 人を含む。

相続人ごとの非課税金額の計算においては、

- ・ 相続人に該当しない放棄した C は除外され、
- ・ 養子 2 人は、両名ともに相続人に該当することから非課税金額が算出されるところです。

## ○参考

相続税の計算上、死亡保険金の受取人が誰か（どのような者か）によって、起こり得るケースを挙げておきます。

- ・被相続人から生前に贈与で財産を取得している者で、本来の相続財産は一切取得していない孫が、死亡保険金の受取人で保険金を取得している場合

⇒その生前の贈与が相続開始前3年以内のものであった場合、保険金を取得したことにより、「相続や遺贈によって財産を取得した者」に該当する（「財産」にはみなし相続財産が含まれる）こととなり、当該贈与について相続税の課税価格に加算することになったケース（次のケースと同様に相続税が2割増しになる場合もあります）。

- ・かわいさ余って、孫を養子とし（いわゆる「孫養子」）、遺産分割協議の必要のない死亡保険金（高額）の受取人を孫養子としていた。何年か後、相続が発生し、孫養子が高額な死亡保険金を受け取った。

⇒相続税の計算上、被相続人の一親等の血族及び配偶者

のいずれでもない場合は、その者の相続税は2割増しの計算となりますが、この一親等の血族には、孫養子（代襲相続人の地位にある者を除く）は含まれず、高額な死亡保険金に対応する相続税が2割増しになったケース。

また、死亡保険金があまりに高額なケースにおいては、特別受益と判断されて、相続分の際の持ち戻し計算の対象となり、「争族」に火種になってしまうケースもあります。

## ■退職手当・功労金等（以下、「退職手当金等」といいます）

○「みなし相続財産」に該当する退職手当金等とは？

被相続人の死亡によって支払を受けた、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等で、死亡後3年以内に支給が確定したものをいいます。

○退職手当金等の内容

### ●該当するもの

支給形態	金銭
	物品
支給方法	一時金
	年金
金額限度	退職給与規定
	類似する者の支給額

\* 「退職給与規定」で支給基準が適正に定められていることが前提

\* 『適正支給基準』＝最終報酬月額×功績倍率×役員在任年数 etc.

\* 支給にあたっては、定款に定められた支給手続きの確実な実施も前提となります。

### ●該当しないもの

弔慰金、花輪代、葬儀料などで相応の金額

・「弔慰金等」で相応の金額とは？

退職手当金等以外で別途「弔慰金等」が支給される場合において・・・、原則、

その1)被相続人の死亡が業務上の死亡であるときは、  
その雇用主等から受ける弔慰金等の内、被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額

その2)被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、  
その雇用主等から受ける弔慰金等の内、被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の半年分に相当する金額

をいいます。

したがって、上記金額を超える部分の金額は退職手当金等に該当することとなり、「みなし相続財産」として取り扱われます。

## ○退職手当金等の受取人

退職給与規定の定めに基づきます。当該規定に定めがない時などは、相続人全員の協議により支給を受ける人を決めることとなりますが、相続税の申告書を提出する時までには決まらない場合は、相続人全員で均等に取得したものとされます。

## ○非課税金額の計算

### ②生命保険金関係

の計算方法と同様で、

非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

をベースに計算します。

## ○参考

相続財産で自社株式の評価を行う場合において、評価上、「1株当たりの純資産価額（相続税評価額）」を算定する際には、評価のベースとなった相続開始日直前期のB/Sに評価法人が死亡退職金の原資として契約していた生命保険金の請求権及び未払退職金の計上やこれに付随する勘定の調整等に注意する必要があります。